

市町村合併と『広報ながのけん 14』

5月25日に行われた第29回東海自治体学校の特別講演は、長野県泰阜村の松島貞治村長であった。とりわけ興味深かったのは、泰阜村が昭和初期に国策に沿いながら、1200名を超える村民を満州開拓に送り出した歴史と関連づけて、現在の合併を批判的に論じたことである。「合併もまさに国策であり、満州開拓と同じように国の都合で決められている。」過疎の山村で住民の暮らしを守るために、「自律」に向けた村の取り組みを熱っぽく語った。村長が講演の資料として配布した『広報ながのけん』も、合併に対する長野県の姿勢を知るうえで参考になり、共感するところが多かった。

この広報は市町村合併を大きく取り上げている。田中康夫知事の「一人ひとりの自律的な議論を」と題したコメントが掲載され、「自律を目指す真の“ふるさと自治”120市町村の選択」として、市町村合併を考える重要なポイントを3つあげている。1.合併は「目的」ではなく、地域の「自治」を確立する選択肢の一つ、2.一番大切なのは「住民自治」の確立、3.合併問題の十分な研究と議論を。

素朴な質問に対する答えとして、「合併する・しないは、十分な情報が開示され、とことん議論された結果として住民の皆さんが自主的に判断することであり強制的なものではありません。また、財政基盤や行政サービス等の充実といった行政課題が、合併によって直ちに解決されるわけではありません。」「合併しないと地方交付税が減るって本当？」という質問に対しては、県内のある地域の試算図により、地方交付税は合併・存続とも減少し16年目に逆転すると説明している。合併特例期間が終わる合併16年目には、合併しないで個々に存続する方が交付税が多くなるというものだ。合併の財政シミュレーションが流行しているが、広報でこうした「逆転」現象を正面から取り上げているのが注目される。

そして県による「市町村の自律」支援策として、来年度から次の2つの施策をあげている。小規模市町村自らの最大限の効率化努力を前提に、専門性の高い分野など小規模では対応困難な事務について支援するための「特例事業受託制度」と、辺地にある集落など条件不利地域の集落の活性化を支援するための助成制度である。これらは市町村「自律」研究の具体化である。市町村合併に対する支援だけでなく、長野県のように合併しないで「自律」する自治体への支援策にも目を向けるべきでなかろうか。

(5月28日記)